吉川商工会だより

2017.2.6

No.250

Tel 025-548-2109　Fax 025-548-3024

URL http://yosisyo.genkicity.or.jp/　E-mail yoshikawa@shinsyoren.or.jp

確定申告の準備はお早めに！

◆所得税　3/15(水)まで
◆消費税　3/31(金)まで

申告期限ギリギリですと、所得控除を受けるために必要な控除証明書が間に合わない場合があります。国民年金保険料や小規模企業共済掛金の控除証明書を紛失した場合、再発行には少なくとも１週間はかかります。

決算・申告に必要な書類は早めにご用意くださるようお願いいたします。

国の教育ローンのご案内

ご入学・ご進学費用の準備はお済みですか？

国の教育ローンをご希望の方はお早めにどうぞ。なお、日本学生支援機構の奨学金と重複してご利用いただけます。

■ご利用いただける方
大学、短大、高校、高専、専修学校、各種学校、予備校等に入学、在学される方の保護者。

■お使いみち　入学時の費用および在学中の費用
■ご融資額　学生１人につき　３５０万円以内
■利　　率　1.81%固定金利
■保　　証　(公財)教育資金融資保証基金又は保証人１名以上
■返済期間　１５年以内（据置は在学期間内）
■お問合せ　商工会または日本政策金融公庫
教育ローンコールセンター
TEL 0570-008656

商業部会視察研修を実施

商業部会では、２月２日(木)～３日(金)に７名で視察研修を実施しました。今年度は、愛知県岡崎市で開催された第４回全国まちゼミサミットを視察。

まちゼミ発祥の地で開催された、この全国サミットには、200地域620人が参加しました。事例発表や意見交換などが行われ、たいへんな盛り上がりを見せており、吉川まちゼミを実施する当会としても参考となる研修でした。

経営者の退職金

小規模企業共済

「小規模企業共済」は、「中小機構」が運営する、個人事業主・会社役員のための退職金制度です。

掛金払込中は掛金が全額所得控除となって節税になります。また廃業等により共済金を一時金で受け取る時は退職所得扱いとなります。退職所得は加入年数が多いほど控除金額が多くなり、税金がかかりにくくなります。

平成23年1月から個人事業所の事業専従者も「共同経営者」として加入できるようになっています。税務上とても有利な「小規模企業共済」にぜひ加入されることを強くおススメします!!

●加入できる方
常時使用する従業員が20人以下（商業等では5人以下）の**個人事業主**、個人事業主の**共同経営者（事業専従者）**および**会社の役員**

●掛　　金
毎月 **1,000円～70,000** 円の範囲で決められます(500円単位)。また、いつでも増減できます。

●融資制度
掛金残高の70～90%の範囲内で融資を受けられます。(利率0.9%～1.5%)

●申 込 先　商工会で加入手続ができます。

上越市主催

ものづくり支援制度説明会

上越市では、市内中小零細企業を対象に、各種補助金の活用について、制度説明会を開催します。ぜひ受講ください。

■日　時　３月14日(火) 13:00～17:00
■会　場　上越市市民プラザ
■内　容　関係機関が29年度に実施する各種支援事業、補助事業についての合同説明会（個別相談会）。
■参加団体
上越市、経済産業省関東経済産業局、中小企業基盤整備機構、にいがた産業創造機構（NICO）、県立上越テクノスクール、県立工業技術総合研究所　他
■参加料　無料

※お問合せ　上越ものづくり振興センター
Tel　025－522－2666
Fax　025－522－2678